

○商標「紀のゆらら」事務取扱要領

和歌山県農業協同組合連合会（以下、「県農」という。）が所有する商標「紀のゆらら」（以下、「商標」という。）の使用許諾にあたり、和歌山県が行う事務取扱要領を次のように定める。

（目的）

第1 この要領は、県農を通して出荷しない生産者のうち、商標の使用を希望する者に対して、県農が商標を無償で使用許諾することに係る県の事務を円滑に進めることを目的とする。

（県の役割）

第2 県は、商標の使用を希望する和歌山県内在住のみかん品種「YN26」の生産者に対し、県農が行う使用許諾の申請書等の受付等、申請者と県農の書類の收受、送付等の事務を行う。また、商標を使用する生産者への指導・調査ができるものとする。

（使用の条件）

第3 商標は、県内で栽培・生産されたみかん品種「YN26」の果実であって、次に掲げる品質基準を遵守したものに限り使用できるものとする。

品質基準

収穫時期	着色基準	糖度	クエン酸	等級	階級	出荷容器
10月上旬まで	3分着色以上	10.0以上	出荷時 1.00以下	秀・優・良	2L ～ 2S	10kg、7.5kg、 5kgダンボール
10月中旬	4分着色以上					
10月下旬以降	6分着色以上					

（申請）

第4 この商標の使用を希望する生産者は、申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）を、住所地を管轄する振興局農林水産振興部農業水産振興課に提出し、果樹園芸課を通して県農に提出するものとする。

（事前確認）

第5 第4の申請書及び誓約書の提出のあった振興局農林水産振興部農業水産振興課は、申請者とともに申請園地、品種を現地で確認し、確認事項を付して果樹園芸課に送付するものとする。

（許諾書の交付）

第6 使用を許諾する場合、県農は、果樹園芸課を通して申請者に商標使用許諾書（第3号様式）を交付するものとする。

（生産者の責務と品質の保持）

第7 商標の使用を許諾された生産者（以下、「商標使用者」という。）は、出荷荷口の全ての出荷容器から所定の方法で果実の品質を測定する。このうち第3の品質基準に満たなかった果実が入っていた出荷容器の果実は商標を使用できないものとする。この全ての測定結果は記帳しておくものとする。

2 果樹園芸課は前項の生産者の責務と品質基準を遵守するよう指導し、必要な場合は、商標使用者に対し商標を使用する果実の品質、出荷実績等を調査することができるものとする。

（使用許諾の取り消し）

第8 県と県農は商標使用者が商標を適正に使用されていないことを確認した場合、県農は商標の使用を取り消すことができ、商標使用者に商標使用許諾取消（第4号様式）を、果樹園芸課を通して通知するものとする。

（使用実績の報告）

第9 商標使用者は、第7の測定結果等を出荷荷口毎に1年間の商標使用実績としてまとめ、その年度内に果樹園芸課長に第5号様式1, 2により報告するものとする。果樹園芸課長は県内の商標使用者の実績をとりまとめ、県農に報告するものとする。

（使用許諾の辞退）

第10 商標使用者が、商標の使用を辞退するときは、辞退願（第6号様式）に商標使用許諾書を添えて管轄する振興局農林水産振興部農業水産振興課に提出するものとする。辞退願の提出があった場合は、振興局は果樹園芸課を通して県農に送付するものとする。

附則

この要領は平成29年10月3日より施行する。

この要領は令和3年4月1日より施行する。

この要領は令和4年4月14日より施行する。